

維持管理状況の記録（令和 7 年 3 月）

測定に関する事項							処分した廃棄物に関する事項	
項目	1号炉			2号炉			廃棄物の種類	一般廃棄物
	燃焼ガス温度	集じん器入口温度	排ガスCO濃度	燃焼ガス温度	集じん器入口温度	排ガスCO濃度	1号炉焼却量 (t)	0
日付	(°C)	(°C)	(ppm)	(°C)	(°C)	(ppm)	2号炉焼却量 (t)	9,772
							焼却量合計 (t)	9,772
1	-	-	-	982	155	1	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去に関する事項	
2	-	-	-	992	155	1		
3	-	-	-	1,000	155	1		
4	-	-	-	971	155	1	冷却設備（ボイラ）	
5	-	-	-	979	155	1		
6	-	-	-	971	155	1		
7	-	-	-	974	155	1		
8	-	-	-	962	155	1		
9	-	-	-	981	155	0		
10	-	-	-	985	155	1	排ガス処理設備（バグフィルタ）	
11	-	-	-	989	155	0		
12	-	-	-	985	155	1		
13	-	-	-	986	155	0		
14	-	-	-	983	155	0		
15	-	-	-	978	155	0		
16	-	-	-	985	155	1	1号炉 1日～23日 ごみピット残量調整のため休止 24日～28日 通風設備整備のため休止 29日～31日 ごみピット残量調整のため休止	
17	-	-	-	971	155	1		
18	-	-	-	988	155	0		
19	-	-	-	997	155	0		
20	-	-	-	996	155	0		
21	-	-	-	993	155	1		
22	-	-	-	1,000	155	0		
23	-	-	-	980	155	0		
24	-	-	-	991	155	0		
25	-	-	-	1,004	155	0		
26	-	-	-	1,004	155	1		
27	-	-	-	1,000	155	0		
28	-	-	-	989	155	1		
29	-	-	-	971	155	1		
30	-	-	-	972	155	1		
31	-	-	-	977	155	0		

※「*」は焼却炉の立上げ（使用開始）又は立下げ（使用停止）中を示します。

測定位置については、別紙「[維持管理状況の記録]データ測定位置」を参照願います。

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に以下のとおり定められています。

（参考）

- 燃焼室中の燃焼ガスの温度（燃焼ガス温度）を800℃以上に保つこと。
- 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器入口温度）をおおむね200℃以下に冷却すること。
- 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素（CO）の濃度（排ガスCO濃度）が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。